伊方原子力発電所環境安全管理委員会環境専門部会

議事録

平成 27 年 2 月 16 日 (月) 14:30~ 愛媛県林業会館 3 階 大ホール

1 開会

○事務局 それでは、定刻となりましたので、始めさせていただきます。

任期満了に伴い、昨年11月1日に新しい任期での委嘱替えがあり、委員の皆さまは会長から環境専門部会委員として指名をされておりますので、委員のご紹介を五十音順にさせていただきます。

日本分析センター業務執行理事の池内委員です。

- ○池内委員 池内です。よろしくお願いいたします。
- ○事務局 放射線医学総合研究所放射線防護研究センター規制科学研究プログラムサブリーダーの神田委員です。
- ○神田委員 神田でございます。よろしくお願いいたします。
- ○事務局 神田委員は、今回、新しく委員にご就任いただいており、ご専門は放射線影響 学、放射線防護でいらっしゃいます。

京都大学原子炉実験所准教授の藤川委員です。

- ○藤川委員 よろしくお願いいたします。
- ○事務局 広島大学大学院生物圏科学研究科教授の山本民次委員です。
- ○山本(民)委員 山本です。よろしくお願いします。
- ○事務局 原子力安全研究協会放射線災害医療研究所所長の山本尚幸委員です。
- ○山本(尚)委員 山本尚幸です。よろしくお願いいたします。
- ○事務局 なお、本日はご都合により、京都大学原子炉実験所教授の宇根崎委員、新しく 委員にご就任いただいた福山大学大学院工学研究科長の占部委員がご欠席されております。 それでは、岡田県民環境部長からごあいさつを申し上げます。
- ○岡田県民環境部長 はい、失礼します。

委員の皆さま方には、改選後の新しいメンバーでの第1回の部会ということで、お忙し

中、ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。また、原子力規制庁のほうからは野中所長さん、川辺モニタリング対策官には、お忙しい中ご出席をいただきましてありがとうございます。

本日、この部会におきましては、ご案内させていただいているとおり、本県が定めます緊急時モニタリング計画につきまして、ご審議いただくことになっておりますが、この計画につきましては、福島の原発事故を受けて、国のほうで避難等の防護措置の対応が見直されまして、これまでのスピーディーによる予測を基にした防護対策からモニタリングによる実測による対策、こういう形に見直しが行われまして、それを受けた形で、その取り組みのための計画を県がつくる、そういう形になりまして、今回、愛媛県として案をつくらせていただいたものでございます。大変、これ住民の方々の避難等にとりまして、本当に大事な、生命にも関わる大事な計画になってこようと思いますので、今日は原子力規制庁のほうから、そういった考え方をお聞きした上で、私どもが策定いたしました案につきまして、ご審議いただくような形になりますので、どうか、皆さま方の専門的な見地からの貴重なご意見を賜りたいと思います。どうか、よろしくお願いいたします。

2 議題

(1) 部会長の選任について

○事務局 それでは、伊方原子力発電所環境専門部会を開催させていただきたいと思いますが、今回、改選後初めての委員会となりますので、部会長が選任されるまでの間、事務局により進行させていただきます。

まず、議題1の部会長の選任でございます。新しい任期での委員委嘱に伴いまして、部会長の選任が必要となってございます。本委員会の設置要綱、参考資料を添付させていただいてございますけども、設置要綱第7条第2項の規定によりまして、部会の部会長は委員の互選により選出することとなってございます。どなたかご推薦がありましたら、よろしくお願いいたします。

- ○池内委員 はい。
- ○事務局 池内委員。
- ○池内委員 放射線医学を専門にされていまして、昨年度も部会長でいらっしゃいました 山本尚幸委員、原安協の放射線災害医療研究所の所長である山本委員を推薦したいと思い ます。
- ○事務局 はい、ありがとうございます。

ただ今、池内委員より山本尚幸委員を部会長にとのご推薦をいただきましたが、他にご ざいますでしょうか。

山本尚幸委員を部会長にお願いすることで委員の皆さま方、よろしいでしょうか。

<「異議なし」の声あり>

○事務局 ご承認いただきましたので、山本尚幸委員には部会長席への移動をお願いいた します。

それでは、ここからの議事の進行につきましては、山本尚幸部会長にお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○山本(尚) 部会長 ただ今、部会長に選任いただきました山本でございます。

各委員の先生方のお力添えによりまして、任務をしっかり果たしてまいりたいと思いま すので、ぜひとも、よろしくお願い申し上げます。

では、早速でございますが、設置要綱の規定に基づきまして、部会長代行を選任したい と、指名させていただきたいと思います。部会長代行には藤川委員、よろしくお願い申し 上げます。

それでは、次の議題に入りたいと思います。

議題2、愛媛県緊急時モニタリング計画の策定等についてですけれども、まずは福島事故を踏まえて変更された緊急時モニタリングの体制につきまして、原子力規制庁からご説明をよろしくお願いいたします。

(2) 愛媛県緊急時モニタリング計画の策定等について

○原子力規制庁 原子力規制庁愛媛地方放射線モニタリング対策官の川辺と申します。よ ろしくお願いします。

それでは、原子力規制庁監視情報課が進めております緊急時モニタリングについて説明 させていただきます。着席させていただきます。

まず、ページ番号1、めくってページ番号1をご覧ください。今回のご説明の根幹となるものが、原子力規制委員会の策定している原子力災害対策指針です。まずは、この原子力災害対策指針について説明をさせていただきます。

原子力災害対策指針は原子力規制委員会が原子力災害対策特別措置法第6条の2第1項に基づき、原子力事業者、指定行政機関の長および指定地方行政機関の長、地方公共団体、指定公共機関および指定地方公共機関その他の者が、原子力災害対策を円滑に実施するため、定めているものでございます。この中で、緊急時モニタリングの目的は、原子力災害による環境放射線の状況に関する情報収集と、OILに基づく防護措置の実施の判断材料の提供および原子力災害による住民と環境への放射線影響の評価材料の提供にあるとされております。

これを踏まえまして、本日ご説明させていただく内容は以下のとおりでございます。

1. 原子力災害対策重点区域、2. 防護措置実施の判断のための緊急時モニタリング、3. 運用上の介入レベル(OIL)と防護措置について、4. 緊急事態の区分とモニタリングの区分、5. 緊急時モニタリングセンター(EMC)、6. 緊急時モニタリングの体制。

それでは、それぞれについてご説明させていただきます。

ページ番号2をご覧ください。既にご案内かと思いますが、原子力災害対策指針においては、原子力災害対策重点区域としてPAZとUPZという区域が定められてございます。

PAZは、急速に進展する事故においても、放射線被ばくによる確定的影響等を回避するため、EALに応じて、このEALというのはEmergency Action Levelの略で、緊急時活動レベル、後ほど少しご説明いたします。EALに応じて、即時避難を実施する等、放射性物質の環境への放出前の段階から、予防的に防護措置を準備する区域のことであります。IAEAの国際基準において、PAZの最大半径を原子力施設から $3\sim5\,\mathrm{km}$ の間で設定すること、 $5\,\mathrm{km}$ で推奨されておりますが、とされていること等を踏まえ、原子力施設から概ね半径 $5\,\mathrm{km}$ を目安としております。

また、UPZ は確率的影響のリスクを最小限に抑えるため、先述のEAL、OIL、これは Operational Intervention Level、運用上の介入レベルに基づき、緊急時防護措置を準備する区域になります。こちらのほうは IAEAの国際基準において、UPZの最大半径は原子力施設から $5\sim30$ km の間で設定されていること等を踏まえ、原子力施設から概ね 30km を目安としてございます。

めくっていただいて、ページ番号3をご覧ください。防護措置実施の判断のための緊急 時モニタリングとして、原子力災害対策指針では、施設の状況に応じて緊急事態の区分を 決定して予防的防護措置を実行するとともに、放射性物質の放出後の緊急時における避難 や、一時移転等の緊急または早期の防護措置の判断は、緊急時モニタリングの実測値等に 基づくこととしております。

この緊急時モニタリングの実施に当たり、緊急時モニタリングについて(原子力災害対策指針補足参考資料)においては、固定観測局および可搬型モニタリングポスト等による連続測定を第1とし、さらに必要に応じてモニタリングカーまたは高線量率測定用のサーベイメータを用いて、モニタリングを実施することとしております。

また、同補足参考資料において、固定観測局および可搬型モニタリングポスト等による 測定地点については、防護措置の実施方策と連携させなければならない。基本的には防護 措置の実施に係る指示が発出される単位となる地域ごとに、1地点以上は存在することが 望ましいとしております。

このうち、矢羽3つ目のモニタリング地点の配置につきましては、地域の実状を考慮して、各道府県においてご検討いただいているところではございますが、監視情報課としましては、福島第一原子力発電所事故時に放射線量が高くなった地域の広がりや気象の条件などを踏まえて、例えば、5km 程度を目安に測定装置を設置するといったことをお示ししているところでございます。また、測定についても、費用対効果を考慮し、簡易型の電子線量計を活用するなどの手法をご提案させていただいているところでございます。

続いて、ページ番号4をご覧ください。モニタリングポスト等による緊急時モニタリングの結果は、OILによる防護措置の実施の判断に用いられることになります。以下、そ

れぞれの防護措置とその実施の基準等についてお示ししたものを、原子力災害対策指針からそのまま抜粋してございます。この詳細につきましては、割愛させていただきます。

それでは、めくっていただいてページ番号5。こちらは先ほどのOILの一覧の注釈になってございます。こちらも詳細につきましては、割愛させていただきます。

続いて、ページ番号6をご覧ください。原子力災害対策指針が策定される前後のモニタリング体制をお示ししたものでございます。

先ほど、少し触れさせていただいたEALとは、上側のフローの中で示されております施設敷地緊急事態や全面緊急事態の区分に該当する状況にあるか否かを、原子力事業者が判断するための基準となっており、施設における深層防護を構成する各層設備の状態、放射性物質の閉じ込め機能の状態などに基づいております。下側が原子力災害対策指針が策定される前のモニタリングの区分でございます。

続いて、ページ番号7でございますが、こちらは緊急時モニタリングセンター(EMC)の体制の概要となってございます。

図の左側にお示ししておりますように、警戒事態でEMCの立ち上げ準備、施設敷地緊急事態でEMCを立ち上げるという流れになります。EMCの中の体制としましては、センター長、企画調整グループ、情報収集管理グループ、測定分析担当という構成になっております。

続きまして、最後のページになりますが、全体の流れを示したものでございます。

EMCはERC(緊急時対応センター)より緊急時モニタリング実施計画を経て、緊急時モニタリングを実施します。その緊急時モニタリング実施計画は、愛媛県が策定された緊急時モニタリング計画や実施要領を参考に策定されます。なお、ここに掲載している組織体系、組織名等につきましては、全面緊急事態になった場合のものを代表して載せてございます。

私からの説明は以上になります。

○山本(尚) 部会長 ありがとうございました。

意見交換は、後でまとめて行いますので、引き続き、事務局のほうから愛媛県緊急時モニタリング計画の策定につきまして説明をお願いいたします。

○事務局 引き続きまして、事務局からご説明をいたします。着席させていただきます。 愛媛県緊急時モニタリング計画案につきまして、国からのご説明と重複する点もあろう かと思いますが、その背景等も含めてご説明をいたします。

資料の2-1をご覧ください。まずIの今回の計画策定の背景でございます。

伊方発電所に係る緊急時モニタリングにつきましては、従来から県地域防災計画(原子力災害対策編)ですけれども、これに基づきまして、県原子力センター所長をモニタリング本部長として緊急時モニタリング本部を設置し、国と協議しながら緊急時モニタリングを実施する体制を整備しまして、平時のモニタリングや緊急時対応訓練等により、習熟を図ってきたところですけれども、福島第一原発事故を教訓としまして、原子力規制委員会

では先ほどご説明ありましたが、原子力災害対策指針の策定および改定により、緊急時モニタリングの体制等の見直しを行いました。

まず、緊急時モニタリングは国の緊急時対応センター、すなわちERCの統括のもと、現地に国の担当官を長とする緊急時モニタリングセンター、EMCを設置して実施すること。また、県は緊急時モニタリングの基本事項等について定めた緊急時モニタリング計画をあらかじめ策定し、国は、緊急時に直ちにこの緊急時モニタリング計画を参照しまして、事故時の状況に応じた緊急時モニタリング実施計画を策定し、国の指揮の下、EMCが緊急時モニタリングを行い、住民避難や摂取制限等の防護措置の判断材料となるモニタリング結果をERCに報告することとされました。UPZでは、このモニタリング結果を基に、国の災害対策本部から避難等の指示がなされることとなります。

次にIIの計画策定の考え方でございますが、このような背景を踏まえまして、国の統括の下、EMCの構成員として緊急時モニタリングを迅速かつ効率的に実施できるよう、基本的事項等を定めた緊急時モニタリング計画を策定すること。策定に当たっては平成27年1月までに国が作成しました緊急時モニタリング計画作成要領、緊急時モニタリングセンター設置要領および国の動員計画等を基本に、本県の特性の取り入れやUPZ圏を有する山口県の計画との整合を図るとともに、国等関係機関と調整を行うこと。緊急時にはERCが緊急時モニタリング計画を参照しまして、具体的な緊急時モニタリング実施計画の策定や改定を行うことから、モニタリングポスト等の位置、動員可能な人員配置計画、運用上の介入レベルOILに基づく避難地区の設定等の具体的な情報を盛り込んだ、緊急時モニタリング実施要領および資料編を計画に合わせて策定し、あらかじめ情報を共有するとともに、ERC、EMC、県対策本部等が共通の土台で協議等ができるように整えること。これらを基本方針としまして、計画案の取りまとめに当たりました。

それでは具体的な内容についてご説明をいたします。

2ページをご覧ください。まず、Ⅲの1の(1)の緊急時モニタリングの目的といたしましては、指針に沿って原子力災害による環境放射線の状況に関する情報収集。OILに基づく防護措置の実施の判断材料の提供。原子力災害による住民等と環境への放射線影響の評価材料の提供としてございます。

続きまして(2)の計画の目的といたしましては、先ほどご説明した策定等の考え方に沿いまして、原子力災害時における緊急時モニタリングに関する基本的事項および緊急時モニタリング体制の整備等について定め、愛媛県が国の統括の下、関係機関と連携しまして実施する緊急時モニタリングの迅速かつ効率的な遂行に資することを目的としております。また、国は、緊急時に直ちに、事故の状況に応じた具体的な実施項目や実施主体等の項目を記載した緊急時モニタリング実施計画を策定することとなるため、そのために必要な情報収集等の準備を行うとともに、緊急時モニタリング実施計画が策定されるまでの初動対応、広域化や長期化に備えた要員や資機材の動員計画を、あらかじめ定めることとしてございます。

続きまして、(3) の基本方針でございますが、原子力災害時においては、指針に定める緊急事態の区分に応じて、緊急時モニタリング等を実施すること。警戒事態発生後、県は原子力センターに県モニタリング本部を設置し、平常時モニタリングの強化を含めた緊急時モニタリングの準備を開始すること。施設敷地緊急事態発生後、原子力規制委員会はEMCを設置し、国の統括の下で関係機関が連携して緊急時モニタリングを実施すること。UPZを有する山口県と連携を図ることとしてございます。

次に、資料 2-2 をご覧ください。愛媛県緊急時モニタリング計画(案)を中央の列にお示しております。また、左に、国の緊急時モニタリング計画作成要領を記載し対比するとともに、右の備考欄に、国の要領に追加・修正等を行った理由を記載してございます。なお、関連する項目につきましては、都度、資料 2-3 および 2-4 を含めてご説明をさせていただきます。

資料2-2の2ページをご覧ください。ここでは、緊急時モニタリング等の実施体制を 定めてございます。

警戒事態が発生しますと、県は原子力センターに緊急時モニタリング本部を設置いたします。また、3ページにかけて記載しておりますが、施設敷地緊急事態に至った場合には、国が EMC を設置することとなります。 EMC はオフサイトセンターと原子力センターを中心として活動していくことになります。モニタリング本部や EMC の具体的な組織、事業等については、資料 2-3 の実施要領になりますけれども、1ページから記載をさせていただいてございます。

警戒事態ではモニタリング本部がモニタリングポスト等の稼働確認や監視強化を行うとともに、EMCの立ち上げ準備等を行います。施設敷地緊急事態に至った場合には、国、愛媛県等各機関がEMCを構成し、緊急時モニタリングを実施いたします。EMCセンター長を中心とした企画調整、情報収集グループは、オフサイトセンターにおいて活動し、各機能班やERCとの情報共有等を適切に行うことができる体制としております。なお、各段階ごとの連絡系統図を資料2-3、4ページから5ページに記載をしてございます。なお、具体的な電話番号等連絡体制は、別途備えることといたしてございます。

続きまして、資料 2-2 の 3 ページにお戻りいただいて、4 の緊急時モニタリング等の体制整備についてご説明をさせていただきます。

まず、(1)のEMC構成要員の動員体制の整備です。県は、愛媛県モニタリング本部およびEMC構成要員の必要な人数について定め、派遣元機関と協議の上、機関別の人数や配置等を実施要領で定めます。毎年度、人事異動等を反映したEMC等構成要員のリストを収集しまして、原子力規制委員会において、その年度の全構成要員リストを作成して、各機関と共有することとしたいと考えてございます。

資料 2-3 の $2\sim3$ ページをご覧ください。ここでは、EMC の各グループの構成要員として必要な人数を定めてございます。

続いて、6ページをご覧ください。こちらには、関係します機関と調整いたしまして、

EMC構成要員の派遣元機関と人数を取りまとめております。

先ほどご説明しましたとおり、構成員リストを作成することとなりますが、この人員は、 当直交代要員を含めた招集可能な人員としており、適宜、交代しながらモニタリングを継続していきたいと考えてございます。また、必要な際に直ちに活動を開始できるよう、E MC等構成要員に対しては、緊急時モニタリングや放射線防護に関する研修や訓練を行う こととしてございます。なお、EMCは追加の要員を動員する必要がある場合は、ERC へ動員要請を行うこととしたいと考えてございます。

資料 2-2 の 4 ページにお戻りください。こちら(2)のモニタリング資機材等の整備・維持管理についてでございます。

県はモニタリングポスト等測定機器・通信機器等の整備を行い、維持管理をして、常に 利用可能とすること。国は資機材の動員計画をあらかじめ定め、これを参考にしつつ、県 は資機材状況を常に最新の状況に保つこと等を定めてございます。

この他、(3)に記載しておりますとおり、緊急時モニタリング実施等に当たりましては、 必要な関連情報・資料を実施要領の添付として整備することとしております。それが、今 回の資料2-4の実施要領(資料編)に記載をさせていただいております。

具体的に幾つかご説明をいたします。資料 2-4 の 1 ページをご覧ください。これはモニタリング地点についてでございますけれども、県では、毎年度平常時のモニタリング計画を当部会で検討いただき、伊方発電所から概ね 30 km 圏内で常時監視等を行ってございます。これらの具体的な調査地点や調査項目を 2 ページから 5 ページにお示ししてございます。また、6 ページから 11 ページに具体的な調査地点をお示ししております。これらをあらかじめ E R C に共有することで、E R C が緊急時モニタリング実施計画を策定する基礎となるものと考えてございます。

また、13 ページには県が保有しますモニタリングの資機材一覧を取りまとめてございます。今後とも必要に応じて充実・強化を図っていきたいと考えてございます。

次に15ページをお開きください。先ほど国からもご説明がございましたが、防護措置の判断のため、放射線測定地点と防護措置実施地域を関連付けることとされておりまして、モニタリングポストごとの一覧表を記載してございます。なお、防護措置基準の監視をさらに充実強化するための機器整備を、来年度実施することとしておりますので、これにつきましては、後ほどご説明をさせていただきます。

その他、16ページから原子力防災対策重点区域の範囲について、23ページから重点区域の人口、世帯数、42ページから飲料水の状況、農畜産物の生産状況、59ページから気象の状況、65ページから道路の状況、69ページから伊方発電所の概要、71ページから緊急時モニタリング実施時の報告様式を定めております。これらにつきましても、適宜必要に応じて修正等を行っていきたいと考えてございます。

資料2-2の5ページにお戻りください。5の(2)でございますが、今回の国の方針ではEMCが陸上のモニタリングを実施し、海洋および航空機モニタリングについては、

資機材や広域実施等の観点から、ERCが必要に応じて実施することとなりました。ただ、伊方発電所の特徴といたしまして、周囲に海洋部分が多いことから、EMCから海洋モニタリング等に関して必要に応じて協議を行うことを、この計画の中で明記させていただきました。

続きまして、6の緊急時等における対応についてご説明いたします。

まず(1)の情報収集事態ですが、これは原災法に規定するものではなく、原子力規制委員会の初動対応マニュアルによるものであり、伊方町で震度5の地震が発生した際、機器の故障対応等平常時モニタリングの継続と、測定器の正常稼働の確認・確保を求めているものでございます。(2)の警戒事態では、モニタリング体制でお示ししましたとおり、県の緊急時モニタリング本部を設置し、平常時モニタリングの強化、緊急時モニタリングの準備を行うとともに、国等と協力してEMC立ち上げ準備を行うこととなります。

6ページの(3)ですけれども、施設敷地緊急事態では、国がEMCを設置し、必要な要員を確保していくとともに、EMCが速やかに緊急時モニタリングを開始します。

(4) の全面緊急事態に至った場合には、緊急時モニタリングを継続するとともに、ERCが事故の状況等を踏まえて策定する実施計画に基づき活動し、その結果を集約することとなります。また、飲食物に係るスクリーニング基準である線量当量率が1時間当たり $0.5\,\mu$ Svを超える地域の飲食物中の放射性核種濃度の測定を実施いたします。また、状況を踏まえ適宜実施計画の改定を行い、より適切なモニタリングを行ってまいります。

続きまして、7ページの(5)の中期モニタリングにつきましては、事故の状況が落ち着いた時点と考えられますけれども、人体の被ばく評価、防護措置の実施・解除等のモニタリングを行うこととなります。

また、(6) の復旧期のモニタリングでは、避難区域見直しの判断等のため、空間線量率等の経時的な変化を継続的に把握すること等が考えられますが、国では、この中期および復旧期のモニタリングについては、今後の検討課題としておりますことから、指針の改定等がなされれば、適宜、本計画も見直していきたいと考えてございます。

続きまして7ページの7のモニタリング結果の確認と公表です。

緊急時モニタリングの結果につきましては、重大な関心事であり、その正確性、妥当性が問われますとともに、国民が混乱や不安を抱かないよう、適切に管理された中で公表される必要がございます。このことから、この章では、測定結果の集約と妥当性の検討、情報の共有について規定しております。また、測定結果については、国の本部等が一元的に公表するとともに、県に対しても国は情報共有のみでなく、集約した測定結果を報告することを明記させていただきました。これにより、県としても関係市町等に報告するとともに、県民に対して防護措置等も含め、速やかに公表する体制が取れるものと考えてございます。

次に8ページをご覧ください。8のEMC構成要員の被ばく管理等でございます。

EMCセンター長は派遣元機関の規定を順守できるよう、要員にモニタリングを実施さ

せることとなります。このため、センター長は適切に被ばく管理を行い、派遣元機関へ被ばく状況を通知することとしてございます。さらに、愛媛県地域防災計画等で定めた値を超える際には、派遣元機関と調整しながら、屋外の活動中止等を指示するものとしております。また、防護服の着用等の防護措置や安定ョウ素剤の携行等を規定してございます。

計画に関する最後のご説明ですが、先ほども申しましたとおり、国の検討結果を踏まえて、適宜本計画の見直しを図ることとし、必要に応じて、また当部会でご説明させていただきます。なお、測定地点の近接地への移動や組織変更、機器の更新等の軽微な改定につきましては、その都度、事務局において事務的に改定させていただきたいと考えてございます。

以上、緊急時モニタリング計画(案)についてのご説明を終わらせていただきますが、 先ほど、後ほどご説明と申し上げました、防護措置の判断基準となる空間線量率の監視体 制の強化について、続けてご説明をさせていただきます。

資料2-5をご覧ください。これまでご説明させていただきましたとおり、事故の際の避難等の防護措置の決定に当たりましては、実測の空間線量率の基準、OILにより判断することとされました。このことから、当県では当部会にお諮りして、平常時モニタリングをUPZ、概ね30km圏に拡大しまして、異常時には直ちに監視できる体制を整えてまいりました。今回、直ちにサーベイが困難な場合も考慮しまして、緊急時のモニタリング候補地点として定めております線量率定期測定の場所を基本としまして、空間線量率の自動測定が可能な通信機能付電子線量計を整備し、避難等基準線量の監視体制の強化を図ることが重要と考えまして、平成27年度に整備を図ることを計画してございます。国では、比較的高線量となる区域を見逃すことのないよう、自動で収集できるシステムを事前に構築する必要があるとしまして、測定装置として導入費用等の比較的安価で必要な機能を持つ電子線量計を活用すること。測定箇所の選定に当たっては、福島第一原発事故の線量分布等を踏まえ、5km程度を目安にし、人口分布や社会環境等も考慮して配置するとの考えを示しました。

このことを踏まえまして、県として電子線量計の増設を図ることとしまして、OILに係る測定地点の考え方としては、固定型モニタリングポストおよび今回設置する電子線量計により、必要なOIL監視ができるよう予算の承認をいただいた後、この計画を進めていきたいと考えてございます。設置箇所につきましては、30km 圏内の定期測定地点へ基本的に設置することとし、各線量計の直径5km 円エリアに集落等が含まれるよう、離島も含め配備することとしまして、今後、関係市町と協議しながら、地形や電源の確保等も踏まえて、設置場所を決定したいと考えてございます。

配置箇所のイメージ図を4ページにお示ししてございます。緑の円が電子線量計でカバーしています5km、ピンクが現在稼働しておりますモニタリングポストであり、今のところ約50地点への電子線量計の配備を考えてございます。

2ページにお戻りください。測定システムの基本的な仕様等をご説明いたします。

3ページには、簡単な測定器とデータ収集の考え方を図示しておりますので、併せてご 覧いただきたいと思います。

電子線量計につきましては、半導体検出器により高線量域をカバーできるもので、線量計本体とデータ転送装置、バッテリーユニット等による構成としております。また、測定データは原子力センターおよび県庁のテレメータシステムにモニタリングポストと同様に二重化して集約し、国と共有します情報共有システム、「ラミセス」と呼んでいますけれども、へ転送することとしてございます。本システムはマイクロシーベルトオーダーの高線量率に対応する測定装置であることから、緊急時の対応システムとして活用することといたしまして、日常は定期的な稼働確認を行うとともに、防災訓練やモニタリング研修等を通じて、システムの活用の習熟や機能維持に努めることといたしてございます。

なお、バックグランドデータの把握や地点確保の必要性も踏まえまして、サーベイメータによる定期測定は継続して、平常時モニタリングの中で実施していきたいと考えてございます。今後、具体的な設置場所については、関係市町の協力を得ながら、平成27年度中に設置し、完了すれば、先ほどご説明いたしましたが、愛媛県緊急時モニタリング実施要領(資料編)の放射線測定地点と防護措置実施区域の関連付けに反映していきたいと考えてございます。

以上でご説明を終わらせていただきます。

○山本(尚) 部会長 はい、ありがとうございます。

この項目につきまして、ご欠席の委員からのご意見がありましたら、事務局のほうから お願いいたします。

○事務局 それでは、ご報告をさせていただきます。

まず、占部委員のご意見でございます。今回提示された緊急時モニタリング計画及び実施要領案については、緊急時モニタリングとして必要な項目が網羅されていると考える。特に実施要領の資料編として取りまとめられているモニタリング地点の図表や水源・農林水産物の出荷ルート等については、緊急時の対応の上で大変重要な情報であり、適宜最新の情報に更新していくことが望まれる。

緊急時モニタリングは、福島第一原発事故を踏まえ、国が統括し、EMCセンター長等も国から派遣されることとなったため、国の要員におかれては、このモニタリング計画や実施要領を平時から研修するとともに、現地の訓練等にも積極的に参加して、地形や気象等の自然環境、集落や道路等の社会環境など、地域の特性をあらかじめ十分把握しておくことが重要であるというご意見をいただいてございます。

また、宇根崎委員のご意見といたしましては、今回の緊急時モニタリング計画の実施要領については、海洋モニタリングの事項を加えるなど、伊方発電所立地の特徴を捉えて計画を策定しているとともに、測定結果を取りまとめ、国がしっかりとEMCへ報告するなど、曖昧にしているところを具体的に明記しており、よく検討されて策定していると考えるというコメントをいただいてございます。

以上でございます。

○山本(尚) 部会長 ありがとうございます。

占部委員のほうからの意見のほうに、国のほうに対するコメントあったように思いますが、何かコメントいただけますでしょうか。

- ○原子力規制庁 委員のご指摘のとおり、福島の事故を踏まえまして、緊急時モニタリング体制が国指導ということに変更されておりますので、事前に今回の緊急時モニタリング計画や実施要領等を把握して、現地の訓練等に積極的に参加をして、十分体制を整備することが重要であると考えております。
- ○山本(尚) 部会長 はい。ありがとうございます。心強いです。

それでは、ご出席の委員の方から、何かご意見等、ご質問。

池内委員、お願いいたします。

○池内委員 幾つか質問させてください。簡単な質問なので、その都度、答えていただければと思います。

最初、規制庁の方にご説明いただきましたので、資料1の2ページでございますが、2ページの下から2行目のところにIAEAの国際基準は原子力施設から5~30km というふうになってございまして、福島の事故を踏まえれば30km 圏は理解できるのですが、どういうときに5km なのか。もし、ご存じだったら教えてください。例えば、全然、研究炉単独だったら5km なのか。IAEAがどういうふうに定めているのか、ご存じだったら教えてほしいということ。

- ○原子力規制庁 確かに研究炉とか発電所の使っている発電の量とか、そういうことに踏まえて距離というものが定められているというふうに承知しておりますが、今回の 30km というものが、福島の事故を踏まえて広がった、EPZという枠組みから広がったというふうに認識しておりまして、今、例えば、研究炉であったりとか、燃料施設であったりとか、そういったものの距離等につきましては、今後、原子力規制委員会のほうで検討していくということになっておりますので、今、そのことについては、まだ、決定となっているわけではございません
- ○池内委員 IAEAは 30km は、商業炉は 30km といって書いてあるんですか。そうではないのですか。そこまでは。
- ○原子力規制庁 ちょっとその詳細につきましては、原典を調べてからの回答とさせて下さい。
- ○池内委員 また、分かったら、次の会にでも教えていただきたい。

次、いかせていただいて、2ページのところですが、2ページの一番上の最後の3行目、緊急時モニタリングの実測値等に基づくこととしていると。3ページの一番初めの項目の最後のほうです。福島の事故の後でSPEEDIがあまり動かなかったということで、実測値に基づくというふうになったと思うのですが、今現在もSPEEDIはあると思いますし、福島のときに、放射線情報が入れられなかったからということで、SPEEDIが

活用できなかったということが事実なのですけど、風向きは分かったはずなんですよ。今、現在SPEEDIを規制庁はどうされようとしている、完全に廃止にしちゃうのか。多分、県には端末はあると思うのですよね。そこのところ、今回の緊急時モニタリングの計画には全く出てこないので、もし、お分かりになったこと教えていただきたい。

○原子力規制庁 基本的には防護措置には用いないという形になってございますので、参 考情報として、SPEEDIをどう活用するのかということにつきましては、少し、まだ 検討の余地があるというふうには認識されていると思うのですけれども、今のところは、 SPEEDIというものを、福島で今現在使われているものについても、来年度以降、徐々 に縮小していくという形で決めてございます。

○池内委員 分かりました。

次に、その同じページの次の項目のところですが、1行の真ん中から、緊急時モニタリングについて原子力災害対策指針、これは出されておりますが、その補足参考資料においてということがあるのですけど、これは旧原子力安全委員会の場合は、緊急時モニタリング指針とか平常時モニタリング指針、最後は環境放射線モニタリング指針というのがあったんですけど、その指針に比べれば、参考資料というのは少し軽いかなと思うんですけど、これ、どういう位置付けなのでしょうかというのと、あと、規制庁のほうは、近いうちに、この環境放射線モニタリング指針、旧安全委員会の環境放射線モニタリング指針に替わるようなものを作成されるのか、今、作成中なのか、分かれば教えてください。

○原子力規制庁 今のご指摘いただきました環境放射線モニタリング指針につきましては、 資料の6ページにも書いてありますが、下側のところで、このような枠組みでモニタリン グが行われていたという形でありましたが、それの部分の緊急時を原子力災害対策指針に 引き継いだものとなっております。監視等の平常時モニタリングにつきましては、今、作 成しているという段階にはございません。今後、それがどうなるかということについても、 私は承知しておりません。

○池内委員 じゃあ、旧安全委員会のモニタリング指針のほうは、近いうちには出ないということですね。

○原子力規制庁 そうですね。環境放射線モニタリング指針というものが、現在、完全に原子力災害対策指針のほうに完全に移行したというわけでもなく、緊急時につきましてということになります。

○池内委員 分かりました。

あと、一番大事なところをお聞かせ願いたいのですが、旧安全委員会の最後のほうのモニタリング指針には、緊急時のモニタリングは国が主体となってというふうになっていたと思うのです。すいません、防災指針だったと、防災指針。この中では国が主体となって緊急時モニタリングやるということになっているのでしょうか。事故の前までは緊急時のモニタリングは県がメインでやって、国がサポートいう形だったのですけど、そのへんをお聞かせ下さい。

○原子力規制庁 現在の災害対策指針にも緊急時モニタリングのあり方というのは、国が 主として緊急時モニタリングを行うということになっています。

○池内委員 分かりました。

それと、あと、資料2-2のところの一番上のところに、緊急時モニタリング計画作成 要領というのを規制庁がお出しされている説明を受けましたが、これと先ほどの緊急時モニタリングについての補足参考資料と、どういう関係になっているのか。これ補足参考資料の中に作成要領というのが載っているのですか。それとも全く別なのですか。作成要領の位置付けを聞かせていただきたいなと。

○原子力規制庁 作成要領は別に文章が出てございまして、補足参考資料でそこまでの細かいところまでは提示されてはいないですけれども。緊急時モニタリング計画の作成に関しましては、何らかの枠組みというものを、1つお示ししなければならないということで、作成要領というのは別と思います。

- ○池内委員 それは、あくまでも参考ということで強制力があるものでもない。
- ○原子力規制庁 そういうものではありません。
- ○池内委員 はい、分かりました。

続きまして、県の方にお聞きしたいのですけど、資料2-3の5ページのところに、今回からUPZ30km ということで、山口県の離島がわずかに係るのですけど、今までは1つの県でやってこれたというか、してきたのですが、山口県と連携を取るに当たって、どのようなお考えなのか。簡単でいいのでご説明いただければ。

○事務局 先ほどの図の中でもお示ししましたけども、モニタリング、あと、この中で2ページのところに緊急時モニタリングEMCの組織をお示ししています。この中で企画調整グループ、情報管理グループ、あるいは測定分析グループとございますけれども、山口県のほうからも、要員派遣をしていただきまして、企画グループ等の中に入っていただくとともに、分析等につきましては、関係周辺都道府県チームとございますけれども、これが山口県となりますけれども、このチームで、分析担当される方がEMCの中に入ります。そういった中で情報を共有しながらデータとしましては、山口県につきましては、八島というところになりますけれども、モニタリングポストがございまして、測定を連続して測定しておりますし、そのデータにつきましては、先ほどラミセスとお話をさせていただきましたが、そういうデータの中で、国とも共有しながら、我々にも全体として、今どういう状態になっているかっていうデータが入ってまいります。その状況と同じように、山口県としましても、我々のデータがその中で見られるようになりますので、共有しながら、先ほど山口県のモニタリング計画と協議しながらというお話させていただきましたけれども、一体となってできる体制を組んでいくということでございます。

○池内委員 県がまたがるんで、ちょっとややこしくなると思いますが、よく分かりました。ありがとうございました。

あと、最後に、その同じ資料の11ページの6-3安定ヨウ素剤の服用というのがあるの

ですが、安定ョウ素剤は、中にたまにアレルギーがある人がいらっしゃるということで、 その服用の決定、方法については国の運用指針に従うということなのですけど、規制庁の ほうではこれ、どうというのかな、一番新しい情報をいただければなと思います。もし、 県のほうでもお分かりになったら、ご説明いただければと思います。

- ○原子力規制庁 安定ョウ素剤の服用のことにつきましては、まだ、詳細が決まっておりません。また、そういうものが決まりましたらお示しできるときがあると思います。
- ○池内委員 分かりました。次の委員会で、もし、ご報告いただけるのだったら教えてください。ありがとうございます。
- ○山本(尚) 部会長 ご質問ありがとうございました。

安定ョウ素剤の配布、服用についての中でですね、医療従事者用というのと、それから、 地方公共団体用っていう2種類がありまして、その中に、一応、防災要員に関わる服用に 関しての記載も簡単にはございますが、今、規制庁の方おっしゃられたように、具体的に は原子力規制委員会の指示に基づいて投与するというところはあるのですけれども、それ 以上の細かい具体的な内容は確かになかったように思います。

- ○池内委員 分かりました。先生、ご専門だと思いますので、なかなか服用については難 しいと思うので、ちょっと時間かかるのじゃないかと思います。ありがとうございます。
- ○山本(尚) 部会長 その他、委員の方々からご質問ございませんでしょうか。

私のほうから、2点ほど県のほうにご質問させていただきたいのですが、1点目がEM Cの要員の人数配置等をお示しいただいておりましたが、あれに関しては、ある程度根拠 がある数字でございますか。例えば、訓練等で実際に行っているとか、可能性が十分この 人数で可能であるという判断ですか。

○事務局 お答えをいたします。

緊急時モニタリングの訓練といたしましては、昨年度もやりましたけれども、EMCを基本的に模擬した形で、ブラインド訓練をさせていただきました。そういった中で、企画調整グループであるとか、そういったことの人数として、訓練の中で、この程度の人数がいれば、グループとして動けるだろうということは把握させていただいております。そして、この説明の中で若干していませんでしたけれども、この表の中でかっこ内が、交代していただくための要員を記載しており、こういう人たちもEMCが設置されるときには集まっていただくように考えてございます。ですから、そういった人たちも合わせながら、休みも入れながら、モニタリングが継続できるような人数は、基本的には最初に登録させていただくということを考えてございます。

- 〇山本(尚) 部会長 はい、ありがとうございます。さらにそれで不足の場合には、ER Cのほうに動員を要請するということでしたですかね。
- ○事務局 そのとおりでございます。
- ○山本(尚) 部会長 はい、ありがとうございます。

それから、2点目でございますが、資料2-5の最後のページに付いておりました、通

信機能付電子線量計の設置場所 (イメージ案)、これで離島とかうんぬんに関して、人がいるところに関してはもうカバーできているという理解でよろしいでしょうか。

- ○事務局 基本的には 5 km 圏ということで、住民の住まわれているところは全てカバーしていこうという考え方でございます。ここの図の中で 2 つ緑色の円をしているところが離島で、住民が居住されているところですので、そこに設置することによって、離島についてもカバーできるものと考えてございます。
- ○山本(尚) 部会長 はい、分かりました。どうもありがとうございます。 他の委員の方々、何か。藤川委員、お願いいたします。
- ○藤川委員 まず、資料の、国のほうのおつくりになった資料の8ページですね。こちらについて、ちょっと確認させていただきたいのですが、ERCチームの広報班っていうのがございますよね。こっちのこういう緊急時のときの情報発出は非常に難しいというのは承知しているつもりなのですが、この広報班が一元化して担われるというように解釈できるんですけども、そういう理解でよろしいのでしょうか。
- ○原子力規制庁 ERCの放射線班からERCの広報班への情報提供と、それから、それ に関わる情報発信等につきましては、私はちょっと承知しておりません。すいません。
- ○山本(尚) 部会長 県のほうから少しございませんか、ございましたか。情報発信。
- ○事務局 先ほどご説明をさせていただきましたけれども、情報につきましては、一元化してしっかりと間違ったものがないように公表するっていうことが重要だと考えておりますので、一元した中でやっていくということを、うちの計画の中でも明記をさせていただいています。その中で、基本的には先ほどもお話したように、国がデータを収集した結果をまとめて、これはEMCがやっているだけの情報でない場合がございますので、そういったものを含めて、全体をまとめて公表するっていうことになろうと思います。その結果につきましては、この中では共有するっていう形にしてございますけれども、共有っていうことになると、データそのものが我々のほうにしっかり伝わらない場合がありますので、公表する場合には、我々のほうにもしっかり報告をしていただくということを、この計画の中に入れさせていただいて、しっかりとした情報共有をもとに、一元化した同じ測定結果を国民の皆さんにお知らせするということを、我々として組み立てていきたいと考えてございます。
- ○山本(尚) 部会長 よろしいでしょうか。
- ○藤川委員 もう1点。
- ○山本(尚)部会長 はい、もう1点、お願いします。
- ○藤川委員 もう1点だけ、資料2-4の例えば、59 ページですね、気象状況なども網羅されて、非常に詳細にご検討いただいているので感激いたしましたのですけども、例えばですね、大気安定度とか、こういう総括表ですね。こういうものをぱっぱっぱとつくろうと思うと、割と熟練がいると思うのですけども、そういう点の訓練に関しては、どのようなご準備してられるのかなと、ちょっと思いまして、お伺いする次第です。

- ○事務局 ここにまとめておりますのは、県のモニタリングステーションで測定している もの等で、測定した結果をもとに出させていただいています。ですから、一月ごと、ある いは1年間を通じて、テレメータで入っているものを中で計算して、直ちに出せるような 状況になってございますので、今の状態についても、大気安定度がどういう状態か出てく るようになってございます。
- ○藤川委員 ということは、79 ページの表というのは、モニタリングステーションから大 気安定度も含めて情報が来るということでしょうか。
- ○事務局 79 ページの報告様式だと思いますけれども、そのときのテレメータに測定をした結果、例えば、テレメータに収集されて出てきた結果をここに記載しながら報告するということになると思います。また、あと、気象台等からのデータも入ってまいりますので、そういったことも踏まえながら報告結果をまとめて、ERCに報告するようになると思います。
- ○山本(尚) 部会長 ありがとうございました。

以前のSPEEDI研修っていうものの中で、多分、こういったようなものもまとめるのもなさっておられたんじゃないかと思うのですが、あれは今後もあるのですか。申し訳ありません。ちょっと、私も知らないので。

- ○原子力規制庁 もう、そういった研修はしない。
- 〇山本(尚) 部会長 ああ、もうなくなっちゃった。はい、分かりました。ありがとうございます。

山本先生、お願いいたします。

- 〇山本(民)委員 資料2-2の5ページに海洋のことが少しだけ触れられています。人命という点からも陸上の人間が住んでいるところが当然大事なことは理解しますが、そのページの真ん中あたりにあります(2)の海洋モニタリングおよび航空機モニタリングの協議というところは、まだ協議を行うということで、この案としては、まだ議論の余地があると考えてよろしいでしょうか。
- ○事務局 ここにまとめさせていただきます計画は、実際起こったときにどうするかの計画でございますので、国のほうと協議ということは、実際に起こったときに国が先ほどご説明したように、ERCで海洋モニタリング等を統括するということですので、そのときに我々として必要な場合に、やはり海洋モニタリングを今やってもらいたいというときが出てくれば、その時点で協議をさせていただく、ですから、この計画に入れさせていただくことによって、必要なときに、我々としても意見は述べるような形で計画に取り入れさせていただいたものです。
- ○山本(尚) 部会長 よろしいでしょうか。
- 〇山本(民)委員 現状は先ほどの電子線量計での測定は、非常に細かいですよね。陸上は十分に網羅されていますが、海洋は何もないのかなと思いましたので。
- ○事務局 今までも、海洋上のモニタリングを訓練の中で、海上自衛隊であるとか海上保

安庁であるとかにお願いして、県のモニタリングとしましては、海上モニタリングあるいは自衛隊にお願いして、航空機モニタリングを今までも実施はさせていただいていました。その我々が計画、先ほどお話したように緊急時モニタリングについて、県のモニタリング本部を実施するということで、ノウハウと言ったら変ですけれども、今までもやってきた実績はございます。それが、今度責任を持って実施するのが、国に移ったということになりますので、そういったことを踏まえて、国に、我々としても意見を述べさせてもらってやってくださいということを言えるような形での計画をつくらせていただいたということでございます。

○山本(尚) 部会長 他にございますか。

先ほどの資料の2-2の中で、中期モニタリング、復旧期モニタリングに関しましては、 7ページですね、今後、国の指針の改定等に応じてというお話をいただいたと思います。 これは何かお教えいただけるような見込みとかいうのはございますか。

- ○原子力規制庁 中期、復旧期のモニタリングについてということで、規制委員会のほうの検討する課題の1つにはなっておるのですけれども、現時点でですね、まだ、そのことに対して、何かお示しできるようなものがあるような状態ではございません。
- ○山本(尚) 部会長 分かりました。

そうしますと、今回、愛媛県の計画とかを策定していく上では、まずはこちらも策定して、その後にこれが出てくるようになれば、また改定を行うという形での対応ということになるという流れぐらいの、タイムテーブルとしては、もうこちらのほうが先にできてしまうなという感じで、理解でよろしいですか。

- ○原子力規制庁 そうですね。そのような形で愛媛県さんらにもお願いしたいと思っています。
- ○山本(尚) 部会長 分かりました。

神田委員はかなり風評被害ですとか、中期、長期の住民の方々への対応とか、ああいったことに関して経験も深いですし、いろいろご苦労なさっておられると思うんですが、何か、今回の計画等でコメントとかいただけることはございますか。

○神田委員 先ほどデータの公表というお話がありましたけれども、やはり、日ごろからどういう形でデータが来るのかということを知っていないと、その場になって、どこを見たらいいのかということが分からないので、訓練のときに、例えば、併せてこういった形で皆さまには情報が伝わりますといったことも必要でしょうし、そういった形になったとき、今まで平常時で伝わるような方法だけでは伝わらないということもありますので、幾つか方法を事前に考えておかれるのがいいかなというふうに思います。

○山本(尚) 部会長 ありがとうございました。

愛媛県さんのほうで、平常時のまず情報の提供がどういうルートがあるかということと、 それから、今のような緊急時に何か案がありましたら、ちょっとお教えいただけましたら。 ○事務局 平常時につきましては、当部会に照会させていただきまして、四半期にデータ をまとめて公表させてもらうことが1つと、年報として、それを全体にまとめて公表させていただいています。それについては、この部会等、管理委員会でご説明をして、ホームページのほうに載せさせていただきます。それと通常の測定につきましてはテレメータに収集しますモニタリングポストの測定値を常時ホームページに載せまして、10分ごとの更新になりますけれども、そのデータが見られるようになってございます。

また、県では、スマートホンのほうに登録していただければ、愛媛県で測定しています モニタリングポストのデータが見られるようになっています。その中で、例えば、「現在地 を示す」をクリックしていただければ、発電所からどれぐらいの距離で、自分が一番近い ポストがどの程度の線量かが分かるような情報提供もさせていただいています。これにつ いては、いずれ 30km 圏という話もございますので、周辺のポストも踏まえながら、そのス マートホンの中に入れて、全体の中で見られるような形を、また考えていきたいと考えて いるところでございます。

緊急時につきましては、神田委員もお話しされましたように、やはり情報提供、情報をいかに発信するかと大事だと思いますし、その情報がいかに正確に入ってきて確実に使われるか、我々も大事だと考えてございますけれども、こういう計画を、今、策定するものですので、その計画を踏まえながら、先ほどお話にもありましたとおり、訓練や日ごろの研修等を通じまして、国と一体となりながら、情報が提供、情報をしっかり受け取れるようなシステムを、これまでも、データのやりとりというのはFAXだけでない、電話も必ず使用するなど、対応してまいりましたけれども、これから、もっとある意味複雑なところが出てきますので、そういうことも訓練等を通じて、しっかりとこれから構築していきたいと考えてございます。

○山本(尚) 部会長 よろしいでしょうか。

また、先ほどのホームページあたりの知名度がどれぐらい高いかとかですね、それから、スマートホン等のどれぐらい登録者数がいるのかなとか、そういうのが徐々に増えていく姿が伝われば、我々もさらに安心できるんじゃないかと思いますので、機会があれば、またお教えください。

- ○事務局 分かりました。
- ○山本(尚) 部会長 その他には、はい、池内委員、お願いします。
- ○池内委員 今、訓練の話があったんですけど、1999年の9月30日のあと、その当時の原子力安全委員会で毎年、原子力災害特別措置法がつくられたので、毎年1回、国の防災訓練をやるということで、最初は島根県とか、私も参加させていただいたんですけど、だいたい訓練というのは1日か半日で終わってしまって、福島の3月11日のときは、たまたま東京にいたので、文部科学省に電話したら「オフサイトセンターに行ってくれ」って言うので、私12日、次の日の朝6時からオフサイトセンターに行っていたんですけど、それまでにやっていた訓練とは全く違うわけでございまして、半日や1日では終わらない。一番違ったのが、もちろん携帯電話も固定電話も何も通じない状態でして、一番近くにいるの

に、情報がNHKのテレビが一番情報が得られるという状態だったのですけど、今回、こういう計画の場合、通信について、もちろんFAXも全部駄目だったんですけど、そういうのは、何か二重の防護策とかお考えなのでしょうか。発電所は非常用電源二重にしているとかいう話ですけど、通信について、福島の防災センターでは衛星電話があったのですけど、なかなか通じない。衛星電話で、何ともしようがないような状態だったので、何かいい案がおありになったら教えていただきたい。

○事務局 一番大事なこと、モニタリングの話になりますと、やはりモニタリングポスト等が測定された結果が間違いなく入ってくるということになろうと思います。それにつきましては、原子力センターにもテレメータがございますけども、県庁にもやはり同じシステムとしてテレメータを置いてございます。ですから、それによって停電であり、回線であり、そういったことで二重化しておりますので、まず、そこでのデータのやりとりはできるようにしてございます。また、委員から衛星系もという話ございましたけれども、地上系とプラス衛星系を付けさせてもらっていますので、そういう多重化も図っているところでございます。

あと、モニタリングポスト等については、津波等の影響あるいは耐震性がございましたので、今、県等で設置しておりますモニタリングポストについては、津波についても、あと耐震についても基本的にはもつだろうという補強なり、場所を選んで設置しているところでございます。

あと、やりとりにつきましては、やはり電話、FAX、衛星系、そういったことも全部駆使しながらデータとしてのやりとり、あるいは、それぞれの意見をやりとりすることはどうしても必要だと思いますし、あと、EMCをオフサイトセンターに置くということで、オフサイトセンターの中での放射線班と、あとEMCのチームと、併せて国と一元化して情報をやりとりできることも踏まえて、できる限り近くにいて、できる限り情報共有、そういうような形のシステムをつくりたいと考えてございます。

- ○池内委員 はい、ありがとうございます。衛星電話でモニタリングポストのデータも来るということですか。
- ○事務局 はい、そのとおりです。
- ○池内委員 そっちの衛星電話で電話もできると。
- ○事務局はい、それぞれの場所で衛星系で話しもできるようになってございます。
- ○池内委員 本当、通信ができないと何もできないので。はい、ありがとうございました。
- ○山本(尚) 部会長 その他、委員の方々からご質問・ご意見ございますでしょうか。 それでは、藤川委員、ご専門の立場からコメントいただけますでしょうか。
- ○藤川委員 はい。今回、愛媛県さんのつくられました緊急時のモニタリング実施計画などを拝見しまして、全面緊急時とか施設緊急時など、区分ごとにきちんと計画をつくっていただいていると思います。その点は大変結構かと思います。

次にですね、実際にこういう計画、実施計画、実施要領をつくられたということで、こ

れを本当に運用するための訓練、あるいは研修については、機会を捉えて確実に行っていただきたいと思います。また、さらにですね、国のほうから、まだ中期あるいは復旧期のモニタリングについては、まだ計画がきちんと、まだできていないようなお話もありましたけれども、これはですね、出来次第、県としても計画に取り入れて、また、実施計画の改定を行っていただきたいと思います。

第3点としましては、5km圏、5kmに1つという電子線量計、通信機能付きの半導体検 出器によるモニタリングについては、進めていっていただきたいと思います。

はい、以上でございます。

○山本(尚) 部会長 はい、ありがとうございました。

今、委員の方々から多くの意見をいただきまして、例えば、訓練ですとか、それから、 住民の方への情報の発信ですとか、それから、海洋におけるデータの収集ですとか、ある いは通信ですとか、そういったようなことに関する今後の工夫とか、あるいは努力のほう をぜひやって努めていただきたいというご意見をいただきました。内容に関しては、特に 文章・文言等に関しての修正案というのは、具体的なものはなかったように感じるんです が、そういう理解でよろしいでしょうかね。

<「はい」の声あり>

○山本(尚) 部会長 はい。

それでは、県におきまして策定を進めていただければと思います。また、策定されました愛媛県緊急時モニタリング計画につきましては、直近の伊方原子力環境安全管理委員会におきまして、報告をさせていただきます。

3 閉会

○山本(尚) 部会長 以上で本日の課題のほう、議題のほうは終了いたしました。 これで、本日の環境安全管理委員会環境専門部会を終了いたします。 委員の皆さま方、長時間にわたり熱心な審議、どうもありがとうございました。